

## 海難残骸物の除去に関するナイロビ国際条約の発効

こちらは、「[Member Circular No. 16/2014: Entry into Force of the Nairobi International Convention on the Removal of Wrecks](#)」（2015年2月6日付）の参考用和訳です。

メンバー各位

2014年12月22日付のサーキュラーにてお知らせしましたとおり、「海難残骸物の除去に関するナイロビ国際条約（「WRC」）」が2015年4月14日に発効いたします。

今回のサーキュラーは、船舶がWRC締約国籍船である場合またはWRC締約国の港・海洋施設に寄港する場合、同条約に従って、保険その他の金銭的保証の有効性を証する条約証書をWRC締約国から取得する必要があることを、再確認していただくためのものです。

WRCの規定によれば、船舶の旗国がWRC締約国である場合には、その国の条約証書を取得しなければなりません。WRC非締約国に船籍を置く船舶は、WRC締約国の海事当局から証書を取得する必要があります。本サーキュラーの末尾に締約国の一覧を掲載していますのでご参照ください。

本サーキュラーの発行時点において、以下のWRC締約国が、自国の海事当局の適用する条件に基づいて非締約国船籍船に証書を発給することに同意しています。

- 英国
- ドイツ
- デンマーク
- マーシャル諸島
- リベリア
- パラオ
- クック諸島
- マルタ

国際P&Iグループは、マルタ商船理事会より、マルタでは2015年4月14日にWRCが発効する予定であり、したがって同条約を取り込んだ国内の法的文書に基づいてマルタ船籍船に発給される証書は2015年4月14日をもって有効となるとの通知を受けています。

マルタ商船理事会は、マルタ船籍船の所有者が、マルタがWRCに加盟する前に、クラブのWRCブルーカードとマルタ以外の締約国のWRC証書を受領した場合、本保険年度中は当該証書が有効とみなされることを表明しています。

証書の発給は、以下の海事当局に申請することができます。申請先に関する情報を入手できたものについては、それも併せて掲載しています。ただし、特別な申請要件が定められている可能性もありますので、申請手続に関する情報を当局のウェブサイトでご確認いただくか、直接当局に連絡されることをお勧めいたします。締約国の多くは今のところそれぞれの申請手続を決定し、発表する段階にあるようです。

## 英国

海事沿岸警備庁

申請は以下の宛先をお願いいたします。

Mr T Cornish  
Maritime and Coastguard Agency,  
Spring Place,  
105 Commercial Rd,  
Southampton,  
United Kingdom SO15 1EG

申請用紙のリンクはこちらです。

[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/399694/MSF3241\\_REVO115.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/399694/MSF3241_REVO115.pdf)

電子申請の宛先 Email: [CLC@Mcga.gov.uk](mailto:CLC@Mcga.gov.uk)

## ドイツ

郵送による申請は以下の宛先をお願いいたします。

Ms G Tüngler  
Bundesamt Für Seeschifffahrt Und Hydrographie (BSH)  
S43 Bernhard - Nocht - Str. 78  
20359 Hamburg  
Germany

## デンマーク

デンマーク海事局（「DMA」）は、デンマーク籍船、フェロー諸島の船舶、2015年4月14日以降にデンマークの港に寄港する船舶およびデンマーク企業が運航する船舶に対して証書を発給する予定であることにご留意ください。DMAがその他の船舶に証書を発給する可能性もありますが、通常はDMAと船舶の旗国の海事当局との間で協定が成立している場合に限られます。

郵送による申請は以下の宛先をお願いいたします。

Danish Maritime Authority  
Carl Jacobsens Vej 31  
2500 Valby  
Denmark  
[www.dma.dk](http://www.dma.dk)

電子申請の宛先 Email: [vragcertifikat@dma.dk](mailto:vragcertifikat@dma.dk)

## マーシャル諸島

International Registries, Inc. は、マーシャル諸島船籍船の船舶の証書申請を優先的に処理する予定です。

証書の申請先は以下のとおりです。

Maritime Administrator for the Republic of the Marshall Islands  
International Registries, Inc.  
Attn: Vessel Administration  
11495 Commerce Park Drive  
Reston, Virginia 20191-1506  
USA  
[www.register-iri.com](http://www.register-iri.com)

## リベリア

リベリアによる条約の施行、リベリア船籍船とリベリア船籍以外の船舶に対する WRC 証書発給に関するご質問は、以下の宛先にお問い合わせください。

Vessel Certificates  
LISCR,  
8619 Westwood Center Dr., Suite 300  
Vienna, VA 22182, USA  
Main: +1 703 790 3434  
Fax: 703 790 5655  
Email: [vesselcertification@liscr.com](mailto:vesselcertification@liscr.com)

## パラオ

郵送による申請先は以下のとおりです。

Palau International Ship Registry  
16701 Greenspoint Park Drive, Suite 155  
Houston, Texas, 77060  
Phone: 281 876 9533

電子申請の宛先 Email: [technical@palaushipregistry.com](mailto:technical@palaushipregistry.com)  
<http://www.palaushipregistry.com/>

## クック諸島

郵送による申請の宛先は以下のとおりです。

Maritime Cook Islands,  
P.O. Box 882,  
Rarotonga,  
Cook Islands

オンライン申請に関する詳細は <http://www.maritimecookislands.com/applying-for-nwrc-certificates.html> でご覧になれます。

## マルタ

郵送による申請は以下の宛先をお願いいたします。

Registrar General of Shipping and Seamen  
Merchant Shipping Directorate  
Transport Malta  
Xatt l-Għassara ta' l-Għeneb  
Malta Transport Centre  
Marsa MRS 1917  
Malta

電子申請の宛先 Email: [clcmalta.tm@transport.gov.mt](mailto:clcmalta.tm@transport.gov.mt)

本サーキュラーの発行時点において、以下の 16 カ国が「海難残骸物の除去に関するナイロビ国際条約」に加盟しています。

締約国	締約日	発効日
*アンティグア・バーブーダ	09/01/2015	14/04/2015
*ブルガリア	08/02/2012	14/04/2015
*コンゴ	19/05/2014	14/04/2015
**+クック諸島	22/12/2014	14/04/2015
**+デンマーク	14/04/2014	14/04/2015
+ドイツ	20/06/2013	14/04/2015
インド	23/03/2011	14/04/2015
イラン（イスラム共和国）	19/04/2011	14/04/2015
**+リベリア	08/01/2015	14/04/2015
マレーシア	28/11/2013	14/04/2015
**+マルタ	18/01/2015	18/04/2015
**+マーシャル諸島	27/10/2014	14/04/2015
モロッコ	13/06/2013	14/04/2015
ナイジェリア	23/07/2009	14/04/2015
**+パラオ	29/09/2011	14/04/2015
**+英国	30/11/2012	14/04/2015

\* 印は、海難残骸物除去条約を自国の領海にも適用する国を示します。

+印は、自国の海事当局の適用する条件に基づいて非締約国船籍船に条約証書を発給する国を示します。

国際P&Iグループに加盟するすべてのクラブが本件に関して同様のサーキュラーを発行しています。

上記に関するご質問はガードジャパン株式会社（Email: [gardjapan@gard.no](mailto:gardjapan@gard.no)）までお願いいたします。

敬具

GARD AS



Rolf Thore Roppestad  
CEO（最高経営責任者）

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、クラブとの紛争が生じた場合、常に原文である英文の解釈に依拠することとなります。ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。